



発行所

社団法人 東京都土地改良協会
理事長 鈴木 義 順
理事 田 区 内 3 / 1
千 東 京 都 山 浦 印 刷 株 式 会 社
印刷人 山 浦

張 地籍調査の 推進を図ろう

国土調査法が制定せられ之れに基いて地籍調査を行うことになったのが昭和二十六年以来六ヶ年相当額の国費をつぎ込まれて居りながら、一般にはそれ程行き届って受け入れられていない。

日本の国土は約三十七万平方キロ(一平方キロ一〇町歩)の内、経済企画庁の調べでは、とりあえず、五万平方キロ程度の、最も利用度の高い農耕地帯を対象として、地籍調査を推進しなければならぬとのことである。

何の仕事にしても、新しい仕事は一応警戒してかかるのが世の常識となつて廻りてやり出したのをじっくり観察して、おもむろに試みると云うことも止むを得ないことかもしれない。然し地籍調査は新しい仕事でもなく「流行」の仕事でもない。

明治八年地租調査の時、税金を取り立てる基本に調査して出来上つた土地台帳及び公図を、現代に於て根本的に調査仕直そうと云う仕事である。

この土地台帳及び公図は税金を取り立てるための基本として、従来税務署が保管官署であつたが、地租が国税でなくなつた今日、税務署に保管する必要もなくなり、今は登記所に移管されているが、土地権利保全の基本として、完全なものでもなく、登記の登録とも必ずしも一致するものでもない。

これを実用に用いるにもその都度、調査測量を仕直さなければ役に立たない非現代的な存在である。国土調査法による地籍調査は、全国的統一規格に基いて調査し、土地制度を確立しようとするものである。これは国家的仕事であつて、国が直接行うべきものであろうが権利利益の基本となる上からは、権利を主張し利益を開発しようとするものにとつて緊要事である。土地の利用を進めよう日本の農業を近代化しようとするには、何を以てても正確な地籍の上に適切な計画を樹てることにしなければならぬのである。

新農村建設計画にも、町村合併に伴う新市町村建設計画にも、正確に調査した地籍を基礎にして計画されなければ適格なものとはなり得ない。

現在市町村に保存する資料は公図と同じものであるが、これを現地に持ち出して、現地と照合しようとしても、市町村界の不明な箇所があり、字二字が接続せず、食い違つたり重なり合つたり、又一筆一筆の境界、形状、面積が不正確であり、甚しいのは土地台帳、公図にあつても現地がないと云うような誤で到底土地利用上の科学的合理性を持った計画が樹ちようがない。

もし計画が出来ても計画遂行途中に至つて個人の権利関係利害関係にぶつかつて動きの出来な種々の問題を起すことは明かである。さき頃農林省が八月十五日現在の米の作柄概況を発表したが、水田作付面積が今年十三万町歩増加したとあつたが、昨年それだけ手控えて居た訳ではない。

十三万町歩の出現である。どう云う事情でこうなつたのかどこでどう増加したか発表されなかつたが、米にして三百万石取れる面積である、如何にも大き過ぎる話であるがこれは多分農家のかくし田だろうと考える前に現在の土地制度を反省して見なければならぬ事だと思ふ。

明治初年近代三角測量の技術が輸入されて、旧陸軍の陸地測量部で五万分の一及び二十万分の一の地形図が作られ、正確さにおいて信頼すべき唯一の地形図となつていき、この地形図は日本全土に十三点の座標系原点と云うものを置いてそれぞれその原点は、東経何度何分何秒北緯何度何分何秒と数字的に定められて成り立っている。これから測量の基準点(三角点)を引き出し三角測量を行ったものであるが、この方法による一筆一筆の地籍調査は今日まで未だ行われていないのである。

本年二十六回国会において地籍調査の促進を図るため、国土調査法が改正され強力に地籍調査特定十カ年計画を推進せしめるとの事である。

東京都下にあつては、わづかに江東三区(江戸川、葛飾、足立)に於てようやく二十九年度より試験的に実施中であるが、三十二年度以降の十カ年計画を遂行するために都の地籍調査機構を整え市町村及び土地改良区との完璧な共同体制を布いてからなければならぬ。

国に於ても地籍調査の重要性から費用の国庫負担率を多から多に増額し都府県と地元施行町村又は土地改良区で均負担としたので、今百町歩当事業費を四十三万円とすれば三十万町歩国庫負担があり七千五百町歩が都の負担、残り七分五千町歩が町村土地改良区等施行者が負担する訳であるが、吾々は十カ年計画推進のためなお高額国庫負担の要請を行つてこの調査の完成を期すると共に過渡期に起る調査済地域と未調査地との均衡の問題をも充分研究して、所謂正直者が馬鹿を見ることにならない様政府の行政措置を誤らせない様努めなければならぬ。

九月十六日午前九時三十分より、杉並区公民館に於て農地課主催経済企画庁後援により都下三七市町村主務者、農地課、企画庁の出席によつて会議が開催された。

主務者打合せ会開催

地籍調査事業

- 一、挨拶
二、東京都農林部農地課 課長 難波 武夫
三、地籍調査事業について 経済企画庁国土調査課 技官 本田 武夫
四、東京都地籍調査事業の現況と特定計画に基づく事業の推進方針について
係長 岡崎 正男
一、特定計画に基づく地籍調査年次計画作製について
一、質疑応答
一、映画
地籍一空中写真の利用
司会 農地課技師福田欣宏

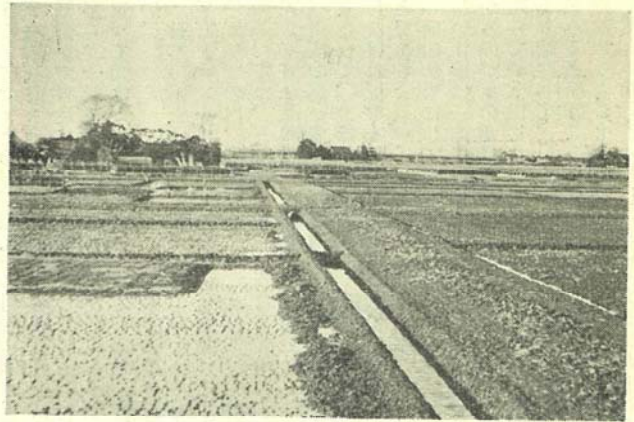
東京都市地改良事業 地区増産対策協議会 秋留台地開発部会開催

大きに秋留台地七〇町歩の農業生産力の増強と安定を目的として畑地かんがい事業の開発計画の爲め、部会を設置し、部会員の任命を終り去る九月三十日第一回の開発部会を開催した。

地籍調査事業

主務者打合せ会開催

- 一、挨拶
二、東京都農林部農地課 課長 難波 武夫
三、地籍調査事業について 経済企画庁国土調査課 技官 本田 武夫
四、東京都地籍調査事業の現況と特定計画に基づく事業の推進方針について
係長 岡崎 正男
一、特定計画に基づく地籍調査年次計画作製について
一、質疑応答
一、映画
地籍一空中写真の利用
司会 農地課技師福田欣宏



区劃整理事業進む

新中川沿岸第二土地改良区

東京都葛飾区奥戸新町外六ヶ町

区域面積	142町歩
組合員数	325名
区画整理事業	18,261千円
総事業費	着工 昭和28年12月
工事期間	完了 昭和32年1月
理事	井上平六郎
排水担当理事	石川藤三郎
地務担当理事	福島福一郎
排水工事担当理事	福野武雄
排水工務担当理事	中竹

新中川沿岸第二土地改良区事業の概要

本地域は東京都東北部葛飾区奥戸新町外六ヶ町にして、所謂江東三区の略中央に位置し東京湾北方六軒の地域に広がる農耕地約一四二町歩である。

本地域一帯は都下有数の農耕地帯にして、肥沃なる土壌を有し気候も又温暖用水も水源地上下之割用水の豊富なる水量により極めて潤沢である。然しながら周囲を大河川に囲まれ且つ地形も極めて緩漫なる勾配に

加えて標高も低いので(最高二・一米)排水は末端に於て前記河川いづれも機械排水する状況であり、排水路網の不完全と相俟って排水状況は不良である。

又本地域一帯の耕地は地区内外を貫通する都道は完備しているが、内部農道はその配置状況が不規則であり且つ農道自体としても不完全なるものが多く、従つて区画は入り乱れ大小まちまちな不整形を呈し、前記

排水不良も由来して充分な生産力を挙げ得ず農業経営の健全なる運営を阻む事が大である。この為全域に亘る区画整理を施行し、それに伴い排水路網を確立し右記の障害を克服する事が強く要望されていたものである。

たまたま東京都東北部江東地帯及び埼玉県南部の治水を目的とする別途中川改修事業による新中川放水路が本地域の中央を南北に貫

流せられる事に計画され一部は既に工事中であるが、同事業により河川敷地となつて、ぼう大な耕地が潰され(約二〇町)本地域に於ける用排水幹線及道路は勿論灌漑排水系統は完全に分断される事になった。

然るに主要幹線水路及道路については唯一ヶ所の伏越及幹線水路並びに五ヶ所の橋梁が同事業の附帯工事として施行せられるのみで細部の用水路及農道についてはは全事業としては何等措置が構せられず、地域内の用排水状況は放水路の中央貫流により従前にまして不良化が予想され、更に地区の新中川放水路兩岸への分離は右記の不合理化に能率をかける事が必要となつた。

よ、に於て中川改修計画による潰地による生産低下を積極的に本計画地域の土地改良によつて補わんとするたため右記した様な立地条件を改善し更には新中川放水路のため分断せられたる用排水路・農道系統の確立を図る目的をもつて区画整理事業が計画せられたものである。

猶本計画は中川改修事業に伸び施行せられる側溝幹線用排水路を基準として地域内の用排水系統を確立して不整形にして広狭々々な区画を整理して形状正しき区画をとり之に地区内農道及用排水溝を配し更に放

水路削整残土を利用して中川改修事業と平行して行うものである。

この事業に要する総額は一八、二六一、〇〇〇円であり、この事業完成による

排水状況は改善せられ労力の削減並に機械力畜力の導入が可能となつて農業経営の合理化を促進することが出来る。

颱風五号による農業用施設災害復旧事業の現地査定おわる

去る六月二十六日から二十八日にわたり関東南部は颱風五号の影響により連続降雨量一六一耗に達し、三多摩方面の各河川、用排水路、道路は流失、決潰の為め、農業用施設に甚大な被害を受けた。

よつて都は農林省の被害状況報告と伴に、暫定法による災害復旧事業の補助計画を申請中のところ八月二十、二十一日の両日農林省査定官堀越武平技官、財務局立合官園田文雄事務官の両氏により現地査定が実施され、都より農地課災害担当係杉木技師、多摩土地改良事務所から和久井所長、上原係長、穴沢係長、藤木、桑折、本田各技師立合のもとに、八王子市、羽村、堺村、浅川町、清瀬町の各地区の現地査定を終了した。その結果次の通りである。

地区名	工種	査定金額
西多摩郡羽村町羽	頭首工	二五〇、〇〇〇円
南多摩郡浅川町摺指	橋梁	三〇〇、〇〇〇円
八王子市館	水路	一〇七、〇〇〇円
寺田	水路	一〇一、〇〇〇円
大船	水路	一五〇、〇〇〇円
南多摩郡界村相原	頭首工	四六〇、〇〇〇円
小山	道路	一一一、〇〇〇円
計	道路	一〇〇、〇〇〇円
	道路	二、五七九、〇〇〇円
	道路	二、六八〇、〇〇〇円

なお、外に机上査定で神津島、道路六八〇、〇〇〇円が査定された。

土地改良法の一部改正に伴う説明会開催

東京都土地改良協会主催

昭和三十三年九月五日午前十時より東京都千代田区丸の内日本交通協会会議室において今般改正された土地改良法と今後の実施要領について説明会を開き、市町村事業担当者並びに土地改良区、農業協同組合、同連合会等の出席者一五〇名が参集し、盛会の中に行われた。

当日の講師には、都農地課安永主事の芳をわづらわし、林事務長より、土地改良事業団体連合会の説明が行われた。

改正の要旨
土地改良関係法令の改正は次の通り行われた。
一、土地改良の一部改正する法律(昭和三十三年法律第六九号)
公布(昭和三十三年四月二十日)

施行、同年七月十八日
二、土地改良施行令の一部改正する政令(昭和三十三年政令第一九四号)
公布、昭和三十三年七月十日

施行、同年七月十八日
三、土地改良法施行規則の一部改正する省令(農林省令第四十号)
公布、昭和三十三年八月九日

施行、同年七月十日
これらの改正法令のうち、土地改良法の修正、並びに土地改良法の管理、並びに土地改良事業団体連合会に關する規定の実施要領は次の通りである。

者の申出があり、かつその土地について関係権利者の同意が得られた場合には、換地を与えないことが出来ることとなった。(法第五三条の二、及び第五四條、令第四八條の二、則第四三條及び第四五條の二)
第二、土地改良区の管理
一、役員の内任
役員の内任は、従来は二年以内にて定款が定められるものとされているが、このたびの改正が四年以内において定款が定められるものとされた。(法第一八條第六項及び同附則第二項)

第一、団体営土地改良事業の実施手続
一、事業開始手続
土地改良法の設立手続及び農業協同組合、同連合会、共同施行者又は市町村が行う土地改良事業(交換分合を除く)の開始手続については、従来事業適否の認定及び土地改良事業計画の審査の二段階の審査手続をとつて来たのであるが、手続簡素化のため事業の適否の認定手続を廃して審査は土地改良事業計画についてのみ行うこととなった。(法第七條から九條まで)

二、不換地処分
従来換地計画においては、従前の土地に照応する換地を必ず定めなければならなかったが、一定の条件下に於て、すなわち当該換地計画に係る地域内に於て(法第一七條により)工区を設定した場合は、その工区合計して二畝歩以下の面積の従前の土地を所有している

四、仮理事の選挙
従来、総辞職等により、役員が全員欠けた場合についての規定が欠け、土地改良区の運営に支障があったので、今回の改正において、都道府県知事による仮理事の選任又は役員選挙のための總會招集の規定が設けられた。(法第二九條の三)

五、議会の議決方法
總會の議事は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決すること原則とし、その例外として、法定数又は規約で別段の定めをした場合に限りその要件を加重し又は緩和することができることを認めていたのであるが、このような重要事項を規約をもって定めることを認めることは不相当と考へられたのでこれを定款事項として、都道府県知事が定款認可の際に検討しうるものとされた(法第二二條第一項)

六、賦課金等の徴収等
土地改良法の賦課金の徴収手続については、督促手続による時効中断の効力に關する規定に設けてその整備を図っている(法第三九條)土地改良事業の推進に於て土地改良区の賦課金等の徴収が適切に行われていないことが鑑み、今後とも適切な運営を行われたい。

七、借入金金の認可
土地改良区は、土地改良事業と云う公共的事業を営み

かつ関係者の三分の二以上の同意によつて成立する公共団体であるから、その健全な運営を確保し、かつ組合員の利益を保護する必要があり、また最近土地改良区が行う事業については補助事業、非補助事業を問わず融資の対象となる事業が増大する一方、今後償還すべき借入金の額が激増している情勢に鑑み、土地改良区がその事業資金に充てるために長期借入金(当該事業年度内に償還するいわゆる一時借入金を除く)を借入しようとする場合には、都道府県知事の認可を受けなければならないこととし、都道府県知事は、借入金の

必要償還の可能性等について審査を行うこととなった。(法第四〇條第一項)
八、監督規定の整備
従来は、土地改良区が法定められた事業以外の事業を行った場合にのみ行政庁の申立によつて裁判所が解散命令をすることとなつていたのであるが、今回の改正において、この場合のほか、行政庁の監督命令に違反した場合並びに一定期間内總會を招集しない場合及び事業の停止した場合にも土地改良区を解散させうるものとするとして、行政庁(農林大臣又は都道府県知事)において解散命令を行うこととなった(法第一三五條第一項)

改正事業団体連合会の組織設立について打合せする向都日開東ブロック都九県土地改良連合会に於て赤城農林大臣に面接し団体営土地改良事業費増額その他二件について陳情要望書を手交せり林事務長分府

新中川沿岸第三土地改良区農林漁業融資関係の会計検査院の検査が実施された。石神井土地改良区換地總會開催、東京都より大岡団地管土地改良係長繁沢技師協

衆議院議員会館に於て全国土地改良協会の主催による全国地方土地改良協会事務主任者会議を開き土地

協会日誌

8・27	8・23	8・21	8・19	9・16	9・14	9・12
土地改良区は、土地改良事業と云う公共的事業を営み	かつ関係者の三分の二以上の同意によつて成立する公共団体であるから、その健全な運営を確保し、かつ組合員の利益を保護する必要があり、また最近土地改良区が行う事業については補助事業、非補助事業を問わず融資の対象となる事業が増大する一方、今後償還すべき借入金の額が激増している情勢に鑑み、土地改良区がその事業資金に充てるために長期借入金(当該事業年度内に償還するいわゆる一時借入金を除く)を借入しようとする場合には、都道府県知事の認可を受けなければならないこととし、都道府県知事は、借入金の	必要償還の可能性等について審査を行うこととなった。(法第四〇條第一項) 八、監督規定の整備 従来は、土地改良区が法定められた事業以外の事業を行った場合にのみ行政庁の申立によつて裁判所が解散命令をすることとなつていたのであるが、今回の改正において、この場合のほか、行政庁の監督命令に違反した場合並びに一定期間内總會を招集しない場合及び事業の停止した場合にも土地改良区を解散させうるものとするとして、行政庁(農林大臣又は都道府県知事)において解散命令を行うこととなった(法第一三五條第一項)	改正事業団体連合会の組織設立について打合せする向都日開東ブロック都九県土地改良連合会に於て赤城農林大臣に面接し団体営土地改良事業費増額その他二件について陳情要望書を手交せり林事務長分府	新中川沿岸第三土地改良区農林漁業融資関係の会計検査院の検査が実施された。石神井土地改良区換地總會開催、東京都より大岡団地管土地改良係長繁沢技師協	衆議院議員会館に於て全国土地改良協会の主催による全国地方土地改良協会事務主任者会議を開き土地	土地改良区は、土地改良事業と云う公共的事業を営み

三宅島開島以来の豪雨

去る9月16日-17日に亘る豪雨は五百耗に達し、各農業用施設は甚大な被害を受け、この状態調査のため都農地課から大岡係長、杉本技師が現地へ派遣された。被害状況の一部



首都圏整備と農業

戦後恐るべき人口と産業の過集中に「過大都市化」の危機に見舞われていた東京に首都圏整備法の施行を見たのは、昨年六月である。未だ骨組の計画の域を出ず、吾々の農業関係者の身辺には、問題は起って来ていないが、都下の農業の将来を考えると、重要な意味を持っておる事を知っておらなければならぬ。首都圏の範囲は、昨年八月第一回の審議会に於て、

しかして都下の農耕地帯は、この近郊地帯として指定される方向にあるが、近郊地帯とは……。既成市街地の外側約一〇キロメートルの幅をとり、此の地帯は、既成市街地の無秩序な、平面的な膨脹を抑制し、首都圏の秩序ある発展をはかる上に、大きな役目を果すもので、大体三つの性格が考えられ、その性格に応じた整備方針が定められた。先づ市街地として合理的に発展させるにふさわしい市街地帯を設けて、地理的条件に即応した都市計画をたて、近郊地帯にふさわしい都市を育成する。この市街地帯以外のところは、自然環境に適合するものに適當の区域を設けて、大公園、施設緑地、学校、試験研究施設の整備をはかる。その他、生産緑地に適當な地域については、農地の保全を期する為めに、農地利用の集約化をはかり、農業振興対策の確立を期する。以上の様な観点から各地域の将来は方向づけられるわけである。

都市近郊農耕地は、外包的には、戦後の急速な市街地化と、内包的には経営耕地零細化が都市労働の機会を以て兼業化の発生を促し、農業の脆弱性を生むに到った。都市過大化の対策として又その機能ある発展策として周辺に農耕地を一大緑地として保存する事は、幾度か問題にされながらも、その目的が今日達成されていない事を吾々は現実に見ている。こうした事実を直視する時、果して近郊地帯の設定と云うことが、机上計画に終る事をうれうるわけである。従来日本農政が、所謂米麦中心主義、中農以上の対策に重点が指向され、過小農、就中、都市近郊にみられる如き零細農に対する施策は極めて薄弱であったことはいなめない。否むしろ都市近郊の農業は放任のまま残されたのみで差支えない。こうした状況の下で近郊地帯の設定と云うことは、首都の犠牲地帯になると云う感を深くする。経済面から本格的な十分な援助がこの農業地域の育成を始めるものでなければ農民は、その設定に反対するであらう。「ギイブ・アンド・テイク」具体的な政策の樹立を吾々は望む。

スプリングラー
撒水かんがい (人工降雨法)
必要ときに必要な雨をただ降らせる
〇畑作で数倍の生産を約束し経営を安定させる
〇風蝕を押えて発芽を促進させる
〇凍霜害を予防する

このような畑作の革命的技術が実現しました。どうぞ気軽に御相談下さい。
(カタログ贈呈)

東京都千代田区丸の内三の三
日本撒水株式会社
取締役社長 川上親文
電話 三三七四八(代)

測量一般
土地改良事業の設計
土地分筆合筆登記
手続一切

新井工務所

測量士調査士 新井宇一
土地家屋調査士
東京都葛飾区上平井町三五六
電話葛飾〇五九六番